

【「（仮称）八千代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案」にお寄せいただいたご意見の概要と市の考え方について】

※ いただいたご意見は主旨を損なわない程度に要約し、ご意見の内容に整理しております。

No.	区分	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正等
1	(P. 1) 2 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の概要	利用対象者は、対象年齢で保育園等に通っていないこどもと記載されておりますが、通っているこどもの扱いは本条例が制定される令和8年4月1日からは本条例に準拠される扱いとなりますか。	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和8年度から新たな給付制度として全国の自治体で本格実施される予定の制度となっており、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、当該制度の給付要件が規定されております。 また、国が定める「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）において、対象となるこどもは、次のとおりと定義されており、本市につきましても、国実施要綱に基づき実施する予定としております。 ＜対象となるこども＞ ・ 保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満とする。 ・ 認可外保育施設に通っている0歳6か月から満3歳未満は対象とするが、企業主導型保育施設に通っている0歳6か月から満3歳未満は対象外とする。	—
2	(P. 1) 2 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の概要	利用対象に記載されている保育園等の等の対象として企業が運営している保育園などは対象外ですか。	国実施要綱において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等において実施できるとされております。 本市につきましても、国実施要綱に基づき実施する予定としております。 なお、利用対象者につきましては、NO. 1 ご意見に対する市の考え方をご参照ください。	—
3	(P. 1) 2 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の概要	利用時間の上限(日, 月, 年)がありますか。	国実施要綱において、対象となるこどもの利用可能時間は、こども一人あたり月10時間を上限とするとされており、本市につきましても、同様の運用を検討しております。	—
4	(P. 1) 2 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の概要	利用料の考え方を記載(保護者, 行政(市, 県, 国))出来ませんか。	現時点では、国実施要綱において、経費の一部について、こども一人1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができるとされております。 本市における利用料（保護者負担）につきましても、国実施要綱を基に、今後協議していく予定です。	—

No.	区分	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正等
5	(P. 1) 2 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の概要	利用方法に記載されている市への認定手続きを完了すれば、実施施設から断られる心配(認定手続きが完了後から何日間以内に申し込み完了が前提)はありませんか。	利用開始にあたり、利用者（保護者）は、市に申請を行い、市は、上記NO. 1 における要件を満たしているか等の確認を行い、利用に係る認定を実施します。 認定後は、利用者（保護者）自身が、国の「総合支援システム」を利用の上、施設利用前の事前面談を予約し、面談後、同システムにて施設の空き状況の確認や利用予約等を行う運用を予定しております。 なお、事業所の職員配置や事業所の機能等の理由により、受け入れが出来ない場合もあります。	—
6	(P. 1) 2 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の概要	実施場所に記載されている小規模保育事業所の定義はどうなりますか、又、中・大規模事業所の定義と取扱はどうなりますか。	小規模保育事業は、平成 2 7 年 4 月施行された子ども・子育て支援新制度で新設された事業であり、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 1 0 項第 1 号において、保育を必要とする乳児・幼児であって満 3 歳未満の者について、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が 6 人以上 1 9 人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業と規定されており、当該事業を行う事業所が小規模保育事業所となります。 なお、ご意見にありました中・大規模事業所につきましては、法律に定義がありませんが、児童福祉法第 3 9 条第 1 項の規定により、保育を必要とする乳児・幼児（満 1 歳に満たない者から、小学校就学の始期に達するまでの者）を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設であって、利用定員が 2 0 人以上のものは「保育所」となります。	—
7	(P. 2) 3 条例制定の基本的な考え方	条例制定の基本的な考え方に記載されている暴力団の排除は当然ですが、暴力団の固有名詞の判断基準(警察から暴力団名と暴力団所属団員名の一覧表が提示される)があれば記載をして頂きたい。	暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいうものとなり、具体的にはどのような団体が暴力団として指定等を受けるのかといった基準については、捜査機関である警察等が判断するものと考えますので、本市が記載することは難しいものと考えます。	—
8	(P. 2) 3 条例制定の基本的な考え方	乳児室の面積は本市が独自に定める面積を予定となっているが予定は未定の意味もあり、決定の表現に出来ませんか。	今回お示ししている条例骨子案は予定となります。 今後、八千代市議会へ（仮称）八千代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について議案を提出し、議会の議決を経て決定されます。	—
9	(P. 12) 設備の基準（乳児室）	設備の基準に記載されている面積基準を 3. 3 ㎡以上となっておりませんが、1. 6 5 ㎡で運営している既設事業所が本市独自の基準に準拠することになれば、収入減を招きますが本市から収入減に対する補填はありますか。	乳児室における乳児又は満 2 歳に満たない幼児一人あたりの面積は、千葉県の子どもの福祉施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例、及び八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例にならい、3. 3 ㎡以上とする予定としております。 市内保育所及び小規模保育事業所等は、上述の県条例並びに市条例における設備基準に基づき運営しております。そのことから、ご意見にあります補填を実施する予定はありません。	—
10	(P. 12) 設備の基準（ほふく室）	ほふく室の設置面積は、国基準の現状の 3. 3 ㎡/人から乳児室(1. 65 ㎡から本市独自の 3. 3 ㎡/人)の面積に準拠して変更になりますか。	ほふく室の面積につきまして、国基準（乳児又は満 2 歳に満たない幼児一人につき 3. 3 ㎡）を適用する予定としております。 なお、千葉県の子どもの福祉施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例、及び八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例においても、同様の面積基準（乳児又は満 2 歳に満たない幼児一人につき 3. 3 ㎡）となっております。	—

No.	区分	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	修正等
11	(P.12) 設備の基準（乳児室・ほふく室）	本条例の対象年齢から判断すると乳児室とほふく室の両方を兼ね備えた施設となりますか。	一般型乳児等通園支援事業を行う事業所において、乳児又は満2歳に満たない幼児が利用するための設備として、「乳児室又はほふく室及び便所を設けること」としております。従いまして、乳児室とほふく室のどちらか、若しくは両方を設置するかは、事業者判断になります。	—
12	その他 （対象施設）	対象年齢に合致する寝泊り可能なベビーホテル(仮称)は本条例の対象外ですか。	利用対象者につきましては、NO. 1 ご意見に対する市の考え方をご参照ください。また、対象となる施設につきましては、NO. 2 ご意見に対する市の考え方をご参照ください。 なお、ご質問にありましたベビーホテル等の認可外保育施設につきまして、本市につきましても、国実施要綱に基づき実施する予定としていることから、実施施設の対象となります。	—
13	その他 （料金基準）	料金の基準(時間内と時間外)は対象施設(民間)の独自の判断となりますか。	NO. 4 ご意見に対する市の考え方をご参照ください。	—
14	その他 （国の基準）	国の基準とは厚生労働省が定めている基準のことですか。	国の基準は、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」を指します。	—